

令和 7 年 3 月 6 日
総務部 総務課

江東区長及び副区長の給料等に関する条例等の 一部を改正する条例について

1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 対象条例

- 第 1 条 江東区長及び副区長の給料等に関する条例
- 第 2 条 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 第 3 条 江東区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償に関する条例
- 第 4 条 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 第 5 条 江東区附属機関の構成員の報酬および費用弁償条例
- 第 6 条 江東区監査委員の給与等に関する条例
- 第 7 条 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

(2) 改正内容

○費用弁償として定める旅費の種目を次のように改める。

| 現行 | 改定後 |
|------|---------|
| 車賃 | その他の交通費 |
| 日当 | 宿泊手当 |
| 宿泊料 | 宿泊費 |
| | 包括宿泊費 |
| 支度料 | 渡航雑費 |
| 旅行雑費 | |
| 食卓料 | 廃止 |

○旅費の額の根拠規定を次のように改める。

| 現行 | 改定後 |
|-----------------|------------------------|
| 国家公務員等の旅費に関する法律 | 国家公務員等の旅費に関する法律 施行令 |

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

江東区長及び副区長の給料等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 | | | | | | |
|--|---|------|----|--|-----|-------------------------------|---|
| <p>第1条 (略) (給料)</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 (旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費</u>とし、その額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p><u>別表第1</u> (略)</p> <p><u>別表第2</u> (第3条関係)</p> | <p>第1条 (略) (給料)</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、<u>別表</u>のとおりとする。 (旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)の適用を受ける指定職職員等(同令第1条第2項第2号に規定する者をいう。)</u>の例による。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p><u>別表</u> (略)</p> <p>(削る)</p> | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="178 1093 331 1137">職名</th> <th data-bbox="331 1093 788 1137">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="178 1137 331 1279">区長</td> <td data-bbox="331 1137 788 1279">国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中内閣総理大臣等中その他の者相当額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 1279 331 1370">副区長</td> <td data-bbox="331 1279 788 1370">国家公務員等の旅費に関する法律中指定職の職務にある者相当額</td> </tr> </tbody> </table> | 職名 | 旅費の額 | 区長 | 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中内閣総理大臣等中その他の者相当額 | 副区長 | 国家公務員等の旅費に関する法律中指定職の職務にある者相当額 | <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> |
| 職名 | 旅費の額 | | | | | | |
| 区長 | 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中内閣総理大臣等中その他の者相当額 | | | | | | |
| 副区長 | 国家公務員等の旅費に関する法律中指定職の職務にある者相当額 | | | | | | |

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費</u>とし、その額は、副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が、区議会を代表する場合は、区長相当額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> | <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費</u>とし、その額は、副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が、区議会を代表する場合は、区長相当額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> |

江東区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料及び食卓料の7種</u>とし、その額は、<u>日当を5,000円</u>、その他については、江東区職員の旅費に関する条例(昭和30年4月江東区条例第8号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 費用弁償の支給方法は、一般職の職員に対して支給する旅費の例による。<u>ただし、日当の減額に関する規定は、適用しない。</u></p> <p>第4条・第5条 (略)</p> | <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、<u>宿泊手当を副区長相当額</u>、その他については、江東区職員の旅費に関する条例(昭和30年4月江東区条例第8号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 費用弁償の支給方法は、一般職の職員に対して支給する旅費の例による。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> |

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、<u>日当</u>、<u>宿泊料</u>及び<u>食卓料</u>とし、その額は、副区長相当額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (略)</p> | <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費</u>、<u>宿泊費</u>、<u>包括宿泊費</u>及び<u>宿泊手当</u>とし、その額は、副区長相当額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> |

江東区附属機関の構成員の報酬および費用弁償条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、<u>日当</u>、<u>宿泊料及び食卓料の7種</u>とし、その額は、副区長相当額とする。</p> <p>3 委員が会議に出席するときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃及び宿泊料の5種</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> | <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、副区長相当額とする。</p> <p>3 委員が会議に出席するときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> |

江東区監査委員の給与等に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条・第2条 (略) (旅費及び費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費又は費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、<u>日当</u>、<u>宿泊料</u>、<u>食卓料</u>、<u>支度料</u>及び<u>旅行雑費</u>とし、その額は、江東区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年11月江東区条例第17号。以下「区長等の給料等条例」という。）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> | <p>第1条・第2条 (略) (旅費及び費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費又は費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費</u>、<u>宿泊費</u>、<u>包括宿泊費</u>、<u>宿泊手当</u>及び<u>渡航雑費</u>とし、その額は、江東区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年11月江東区条例第17号。以下「区長等の給料等条例」という。）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> |

江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例 新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中指定職の職務にある者相当額とする。</u></p> <p>第4条～第6条 (略)</p> | <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(旅費)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費</u>とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)の適用を受ける指定職職員等(同令第1条第2項第2号に規定する者をいう。)の例による。</u></p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p> |